

前回までの検討会における 指摘事項に関して

自立相談支援事業における家計面の支援

- 自立相談支援事業における家計面の支援としては、アセスメント段階における大まかな聞き取りや、それに基づくアドバイス、滞納・多重債務者等の関係機関へのつなぎはできているが、家計相談支援の中核をなす家計状況の見える化・気づきの促しや、自ら家計管理できるようになるための支援までは行われていない。

(考えられる論点)

- 生活困窮者の自立支援において必要となる専門的な家計相談支援については、現行の自立相談支援事業の中では提供できないのではないか。

【家計相談支援事業未実施自治体】

A市の事例

- 自立相談支援事業において、家計支援が必要と思われる方から、**収入や家賃など大まかな収支の状況を聞き取り、必要な助言を実施。**
- また、相談者が自らの家計を見つめ直すことが出来るよう、**手作りの簡易な家計表を渡し、活用を促している。**

B市の事例

- 滞納や多重債務がある場合等には、**庁内外の関係機関につないでいる。**しかしながら、家計相談支援事業のように、**伴走支援によるモチベーションの維持や、日常的に家計管理ができる力を身につけるための支援を行うことは難しい。**

【家計相談支援事業実施自治体】

C市の事例

- 自立相談支援機関では、家計に課題があるか否かについて、**大まかな状況について聞き取りを行う。**家計に課題があると分かった時点で、家計相談支援事業につなぎ、詳細な聞き取りは家計相談支援事業において行う。

D県の事例

- 家計に課題を抱えている人が相談に来た場合、**自立相談支援機関で実施するアセスメントは、債務や滞納等の大まかな状況把握まで。**その後は、家計相談支援事業に早期につなぎ、専門的な観点から世帯状況や長期的な収支状況について聞き取りを行う。

就労準備支援事業の効果①

- 「新たな評価指標」の平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、初回チェック時(6月末までの状況)から第2回チェック時(9月の状況)への約3ヶ月間のステップアップ状況を見ると以下のとおり。
- 「①意欲・関係性・参加に関する状況」と「③就労に関する状況」に関して、就労準備支援事業の効果が大きく現れている。

新たな評価指標(H28.5新規相談分)における初回と第2回の比較(就労準備支援事業利用、未利用別)

			ステップアップした	変わらない	ステップダウンした	未回答	合計
就労準備支援事業利用者 (n=118)	①意欲・関係性・参加に関する状況(合計)	件数	79	30	8	1	118
		割合	66.9%	25.4%	6.8%	0.8%	100.0%
	②経済的困窮の改善に関する状況	件数	35	81	2	0	118
		割合	29.7%	68.6%	1.7%	0.0%	100.0%
	③就労に関する状況	件数	60	51	7	0	118
		割合	50.8%	43.2%	5.9%	0.0%	100.0%
就労準備支援事業未利用者 (n=3,456)	①意欲・関係性・参加に関する状況(合計)	件数	1,359	1,777	252	68	3,456
		割合	39.3%	51.4%	7.3%	2.0%	100.0%
	②経済的困窮の改善に関する状況	件数	1,040	2,223	118	75	3,456
		割合	30.1%	64.3%	3.4%	2.2%	100.0%
	③就労に関する状況	件数	1,052	1,853	198	353	3,456
		割合	30.4%	53.6%	5.7%	10.2%	100.0%

参考:「新たな評価指標」による実態把握

- 「新たな評価指標」は、平成28年度から運用している制度評価指標である。
- 年に2つの評価対象群(全国の5月・11月各1か月分の新規相談)を設定し、スクリーニング段階で(1)自立相談支援事業における継続的支援(プラン作成予定を含む)、(2)他機関へのつなぎ、のいずれになるかを把握するとともに、(1)については当初の状態像から、その後の継続的支援を通じた状態像の変化(自立の状況)、(2)についてはつなぎ先となった機関、を調査するもの。
- 平成28年5月分について、(1)における当初の状態像の調査がとりまとまったところ。

H28.5新規相談件数	(1)継続的支援	4,431人	→以下の①~③の項目を把握
19,009件	(2)他機関へのつなぎ	5,278人	

① 意欲・関係性・参加に関する状況

ステップアップ

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げるができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

② 経済的困窮の改善に関する状況

ステップアップ

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

③ 就労に関する状況

ステップアップ

1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回

就労準備支援事業の効果②

- 前ページのデータにおいてステップアップした人が複数出ている就労準備支援事業実施自治体に、就労準備支援事業における支援内容をヒアリングしたところ、①座学・講座と就労体験、②オーダーメイドとカリキュラム事前設定、の組み合わせで支援がなされていることがわかる。

ステップアップが見られる自治体の就労準備支援事業

【長野県長野市】

県及び県内9市と共同実施。産業カウンセラーを配置し相談できる居場所を作り、カウンセリングや適性検査を実施。本人の状態や適性に応じ、オーダーメイドで座学や就労体験などの支援を行っていく。

【静岡県富士宮市】

就労自立を基本とした伴走支援を行いつつ、地域のボランティア支援者や参加者同士の交流の場として、茶話会や調理会の開催、商店街へのブース出店等を実施。就労体験メニューはオーダーメイドで開拓し、体験終了後に同じ場所で就労できるようにしている。

【沖縄県うるま市】

県及び県内2市と共同実施。挨拶やコミュニケーションのやり方、履歴書の書き方、調理実習や創作作業など座学・講座をメインとした5週間のセミナーを開催。その後、県の補助事業による企業実習や訓練の利用につなげている。

【支援事例】

- カウンセリングの場が対人関係で悩んでいる方や孤立している方の居場所となり、意欲喚起につながった。適性検査により自己分析ができ就労に前向きになった。
- 就労自立を基本とした支援がうまくいき、すぐに就労に至った。面接やハローワークへの同行、振り返りなどの伴走支援により本人の不安要素を取り除き意欲喚起につながった。
- 就労の情報を得て視野が広がったり気づきを得て、意欲が高まった。他に参加メンバーがいることで意欲喚起になった。

就労準備支援事業の資産収入要件

- 収入要件は、公費を投入して実施する事業であることから、特に所得が低く支援の必要性が高い人を対象とするという考え方に立ち、住居確保給付金や一時生活支援事業と同様に、市町村民税非課税相当の水準としている。
 - 資産要件については、住居確保給付金の前身である住宅手当において、支給期間(6ヶ月)に合わせた資産要件(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12×6相当)が設けられていたことを踏襲したもの。
※ 住居確保給付金、一時生活支援事業と共通(ただし、上限額の有無において異なる)。
- (考えられる論点)**
- **前回までの議論(「準ずる者」の運用実態等)も踏まえ、就労準備支援事業を必要とする人に対して自治体が積極的に支援しやすい対象者要件をどのように考えるか。**

【参考】生活困窮者自立支援制度の各事業の資産収入要件(概要)

住居確保給付金	一時生活支援事業	就労準備支援事業
<p>以下のいずれにも該当する者 (収入要件)</p> <p>申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)+家賃額(住宅扶助に基づく額が上限)以下であること。</p> <p>(資産要件)</p> <p>世帯の保有する預貯金の額が、<u>基準額に6を乗じて得た額以下</u>であること。(ただし、100万円を超えない額とする)</p>	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>1 次の要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1)申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)+住宅扶助に基づく額以下であること。</p> <p>(2)世帯の保有する預貯金の額が、<u>基準額に6を乗じて得た額以下</u>であること。(ただし、100万円を超えない額とする)</p> <p>2 自治体の長が緊急性等を勘案し必要と認める者</p>	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>1 次の要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1)申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)+住宅扶助に基づく額以下であること。</p> <p>(2)世帯の保有する預貯金の額が、<u>基準額に6を乗じて得た額以下</u>であること。※上限額は設定しない。</p> <p>2 1に準ずる者として、自治体の長が必要と認める者</p>

- 子どもの学習支援事業は、
 - ・ 生活困窮と低学歴・低学力の問題には相関が指摘されているため、貧困の連鎖を防止するには義務教育段階から学習支援の必要性があるとして、事業化されたもの。
 - ・ 一方、「学習の支援」を通じて、単に学力だけでなく、子どもの自己肯定感・自尊感情、自ら参加しよう・学ぼうとする意欲的な姿勢、根気強く何かに取り組む力などを育てることができる。こうした力は、学力テスト・IQテスト等で測る「認知能力」とは異なり「非認知能力」や「社会情動的スキル」等と呼ばれるものであり、子どもが自立していく上で重要な要素となる。
- また、「学習の支援」だけでなく「親への養育支援」や「訪問支援」にも取り組むことにより、家庭の養育環境にアプローチし、子どもの生活習慣や健康状態等を改善していくことも重要である。

(考えられる論点)

- **子どもの学習支援事業においては、高校進学・卒業が可能となる学力とともに、学力以外の力にも注目することや、親・世帯の支援を意識すること等、支援に当たっての基本的な理念や具体的な留意点などを共有していく必要があるのではないか。**

1. 支援対象者の高校中退率

5. 3%(平成27年度実績)

※高校中退防止の支援対象者1,300人。

うち中退者69人(生活保護世帯69人)

※高校中退率(全世帯)は1.5%(平成27年度)。

※前年度は12.0%

2. 親・世帯支援の取組例

- 家庭訪問を行い、不登校の子どもに対して、登校に向けた支援や、学習教室・居場所への参加の促しをするほか、親に対しては家庭での関わり方等の養育相談を実施。〔福井県越前市〕
- 自身が中卒である親に、子どもの高校進学や学習の必要性を理解してもらう。〔愛知県豊田市〕
- 進路相談を実施する中で、進学資金の相談にも乗っている。〔岩手県盛岡市〕

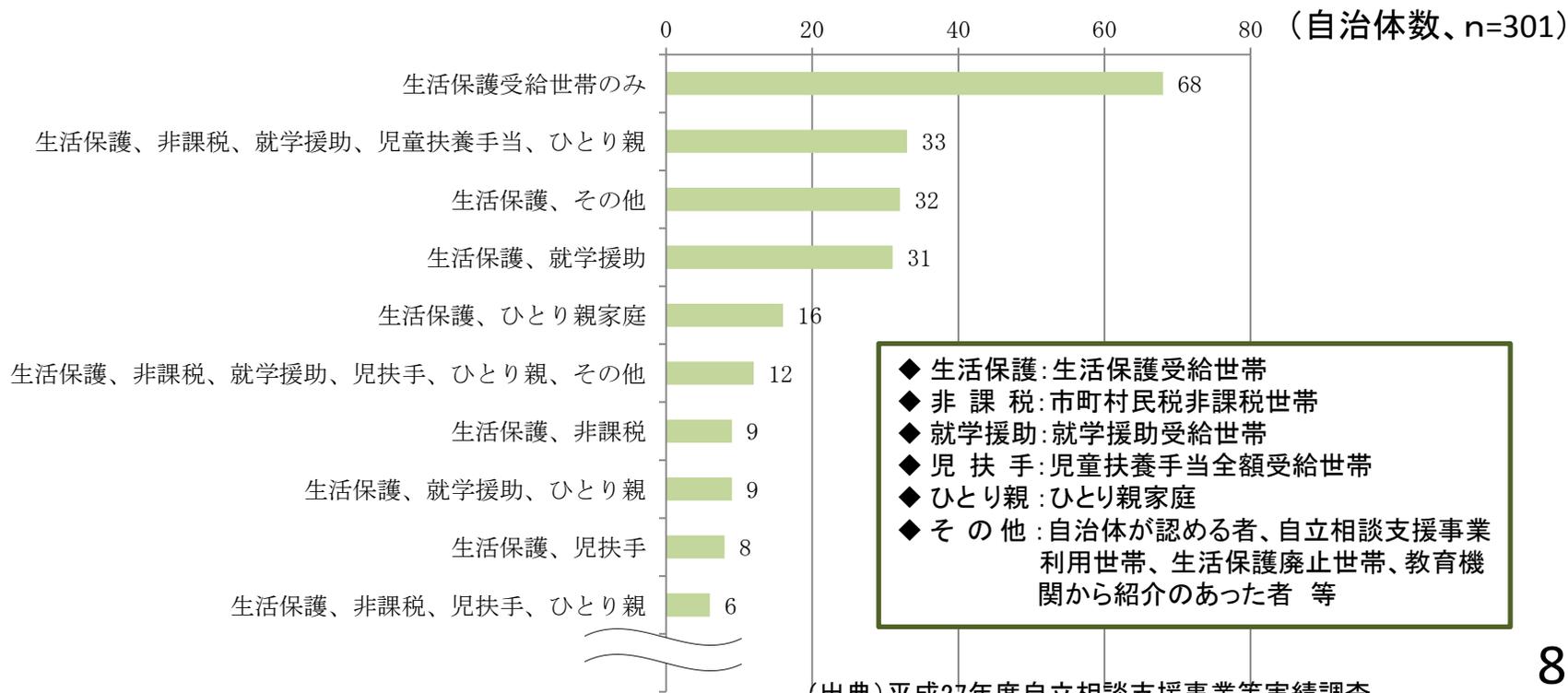
子どもの学習支援事業の実態について②

- 子どもの学習支援事業の利用対象者は自治体ごとに設定されているが、生活保護世帯を中心に低所得者のメルクマールとして非課税世帯、就学援助受給世帯等が組み合わせられている例が多い。
- さらに、他の学習支援事業(ひとり親世帯対象のもの等)と支援対象者が共通であるといった理由により、共同実施例がある(桑名市におけるひとり親学習支援事業との連携、鹿沼市における地域未来塾との連携)。

(考えられる論点)

- 「生活困窮家庭の子ども」を対象とすると学習支援事業が、地域の実情に応じて自治体の実施しやすい形で他事業と共同実施できるようにしておくことが重要ではないか。

学習支援事業の対象者の設定のしかた(属性の組み合わせ方)



一時生活支援事業について

- 平成26年度までは、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、現に路上で生活を営むホームレスを中心として、その自立支援を実施。平成27年度からは困窮者法の施行により、一時生活支援事業の利用者については、特措法上のホームレスを包含する「一定の住居を持たない生活困窮者」とされた。
- 事業の実施に当たっては、自立相談支援事業との組み合わせにより効果を上げることを目指している。
- 設置型シェルターを運営する主体が、同一の場所において相談員を配置することは可。

1. 利用対象者について

ホームレスの定義(ホームレス特措法第2条)	一時生活支援事業の利用者(困窮者法)
「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者」 ※以下のような規定もあり。 第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスになることを防止すること。	「一定の住居を持たない生活困窮者」(第2条第5項) ※この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。(第2条第1項)

【利用者像拡大のイメージ】

(27年度以降)※特措法+困窮者法
(特措法上のホームレスを含む)一定の住居を持たない生活困窮者

(26年度まで)※特措法のみ
特措法上のホームレス

2. シェルターの実施形態について

類型	該当する事業
設置型 シェルター	一時生活支援事業 + 自立相談支援事業(相談員)
借上げ 型シェル ター	一時生活支援事業 ※相談は自立相談支援事業の相談員が出向く等により対応

- 運営する主体が宿泊場所を提供し、かつ同一の場所で相談支援を提供するならば、住居の形態はアパート等の借上げであっても、設置型シェルターとして解することが可能。
- 神奈川県相模原市では、法人へ事業を委託し、民間アパートを借上げ、相談員が常駐し対応する設置型シェルターとして、平成28年度から新たに取り組んでいるところ。

一時生活支援事業と法外援護との関係

- 「法外援護」については、自治体ごとにその対象者や実施内容、実施主体について様々な実態があり、法律上の制度である一時生活支援事業との重なりは必ずしも大きくない。
- いくつかの自治体にヒアリングを行った中でも、一時生活支援事業の開始と「法外援護」の取組みとの間に関係性は見当たらない。

「法外援護」について

- 「法外援護」に統一的な定義はなく、各自治体において独自に条例等を定め、対応を行っているところ。
- 対象者としては生活保護受給者、行旅人、中国残留邦人等としている例があり、実施内容についても以下のような例があるほか、実施主体も自治体や社協などとされるなど、多種多様となっている状況。

※各自治体や社協で行われている「法外援護」の実施例

入浴券の支給、契約更新料差額、差額室料、修学旅行準備金、通学服購入費、出産費差額、行旅人への援護費用、行旅病人又は死亡人に対する医療費や葬祭費、当面の生活更生資金の支給 等

社会保障教育・金融教育について

- 社会保障に関する学校教育としては、学習指導要領において定められている。一例では、
 - ・ 高校の公民科において「社会保障について理解を深めさせる」、
 - ・ その解説において「社会保障制度の意義や役割を理解させるとともに、現状と課題などを、医療、介護、年金などの保険制度においてみられる諸課題を通して理解させる」、といった内容が盛り込まれている。
- 厚生労働省では、「社会保障の教育推進に関する検討会」にて社会保障教育のあり方等について検討し、平成26年7月に報告書をまとめるなど、社会保障教育を推進している。
- また、特に家計管理に関する教育を含む金融教育としては、金融広報中央委員会(事務局:日本銀行内)が「学校における金融教育推進のための懇談会」を設置する等、金融庁、文部科学省等と協働して推進している。

1. 社会保障教育

- 「社会保障の教育推進に関する検討会」では、重点とすべき学習項目を、「**社会保障の理念**」「**社会保障の内容**」「**社会保障の課題**」の3点に整理。
- 地域社会保障教育推進事業(モデル事業、平成24年・25年)での検証も踏まえて、教材(テキスト、映像教材、ワークシート)を作成し、全国すべての高校に配布。学習指導要領改訂に向けた提言、教科書会社への説明を行うとともに、高校教員向けの研修会を実施している。(これまでに延べ1,250人が受講)
- その他、厚生労働省では、日本年金機構の年金事務所と高校等との協力による年金セミナー等も実施している。

2. 金融教育

- 金融教育は、以下の4分野を内容とする。
 - ① 生活設計・家計管理に関する分野
 - ② 金融や経済の仕組みに関する分野
 - ③ 消費生活・金融トラブル防止に関する分野
 - ④ キャリア教育に関する分野

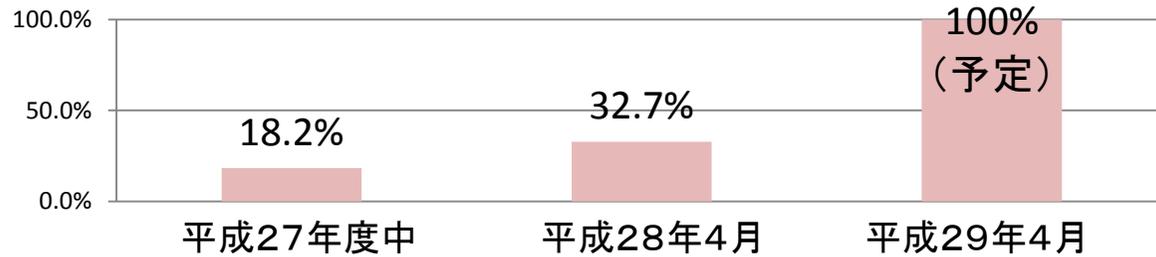
※「金融教育」のうち、特に金銭や物に対する健全な価値観の養成に力点を置いた教育を「金銭教育」と呼称。
- 金融広報中央委員会では「学校における金融教育の年齢層別目標」を示すほか、教材の提供、教員向けセミナーの開催、金融教育研究校の委嘱等を実施。

※「生活設計・家計管理に関する分野」では、中学生では「家計の収入・支出について理解する」、高校生では「長期的・計画的な資金管理の大切さを理解する」といった目標が掲げられている。

生活支援コーディネーターについて①

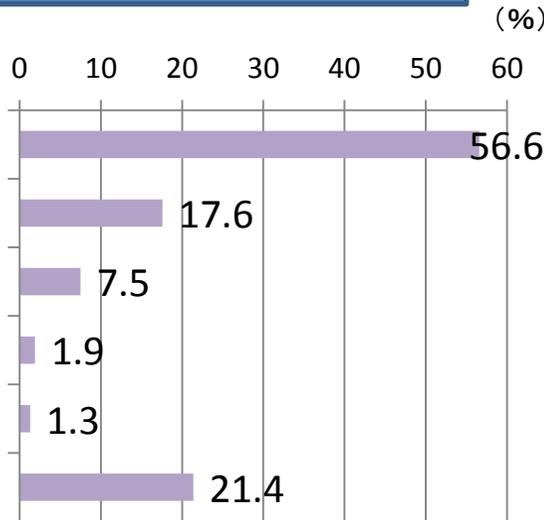
○ 生活支援コーディネーターの配置等については、以下のような状況となっている。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

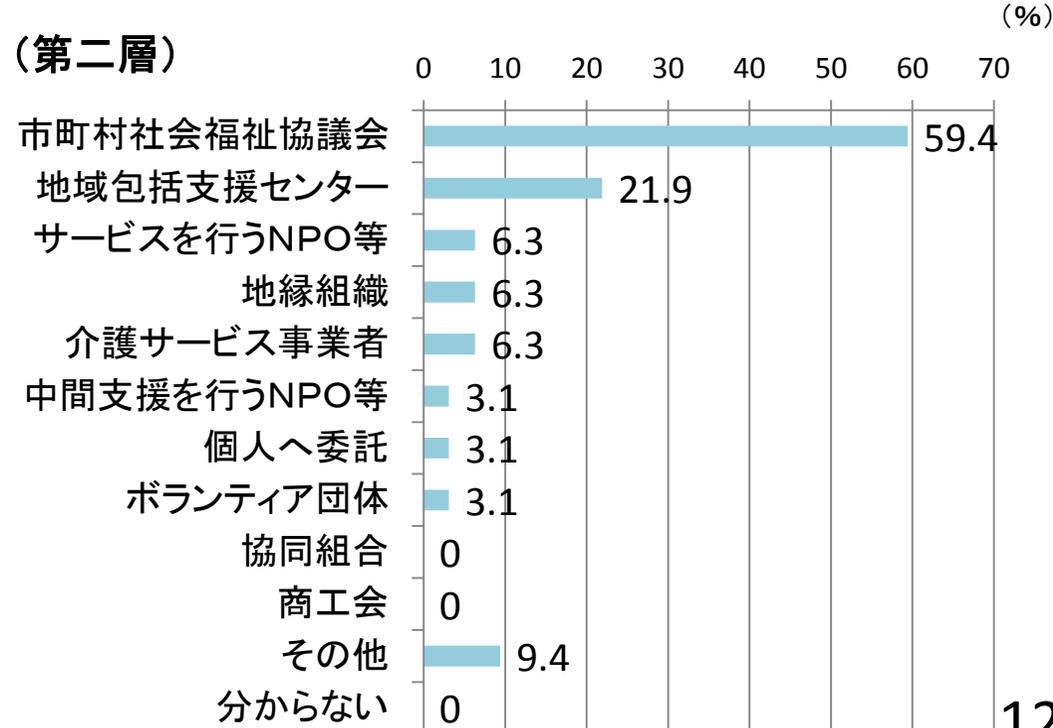


2. 生活支援コーディネーターの配置状況

(第一層)



(第二層)



(資料出所) 1は厚生労働省老健局調べ、2は平成27年度老人保健事業推進費等補助金「生活支援体制整備事業の実施状況調査」による。

生活支援コーディネーターについて②

○ 自立相談支援事業と生活支援コーディネーターを同じ組織があわせて担っている事例も見られる。

1. 山形市社会福祉協議会の例

法人運営部門

地域福祉部門

- ◆ 福祉のまちづくり第一係
- ◆ 福祉のまちづくり第二係
- (CSWと生活支援コーディネーターを配置)
- ◆ 生活支援第一係
- ◆ 生活支援第二係
- (日常生活自立支援事業、法人後見事業、成年後見センター、生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付)

在宅サービス部門

保育部門

2. 中津市社会福祉協議会の例

総務課

福祉サービス課

地域福祉課

- ◆ 地域福祉係
- ◆ 生活相談支援係
 - ・ 日常生活自立支援
 - ・ 市民後見推進
 - ・ 法人後見
 - ・ **生活困窮者自立支援**
 - ・ 生活福祉資金貸付
 - ・ **生活支援体制整備**
 - (生活支援コーディネーター)
 - ・ 包括支援センター
 - ・ 認知症地域支援推進 等